

👉 令和3(2021)年3月からスタート予定



# マイナンバーカードが 健康保険証として 使えるようになります!



改正健康保険法等が成立し、「オンライン資格確認」が導入されることにより、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。これにより、医療機関での待ち時間緩和や提出書類の減少など、受診者の利便性向上が期待されます。

※マイナンバーカードの利用法のひとつとして追加されるもので、これまでの保険証が使えなくなるわけではありません。

## 利用には事前に準備が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要となります。

- ① **マイナンバーカードの取得**  
(4桁の利用者証明用電子証明書の設定)
- ② **マイナポータル\***の初期設定 (ログイン)
- ③ **健康保険証とマイナンバーカードの紐づけ作業**  
(マイナポータルで行います)

事前登録



\*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請ができたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

## 使い方は簡単!

### ① カードリーダーに マイナンバーカードをかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認します。

※機器を使う場合、顔写真は保存されません。



これで  
OK!

#### どこの病院や薬局で使えるの?

令和3(2021)年3月<予定>の利用開始時には、全国の約6割程度の医療機関や薬局で導入されている予定です。令和5(2023)年3月末には、ほぼ全ての医療機関や薬局での導入を目指しています。



### ② オンラインで 医療保険資格を確認します!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、医療保険の資格を確認します。

資格確認



#### マイナンバーは利用するの?

マイナンバーカードの保険証利用には、ICチップの「電子証明書」を利用します。医療機関や薬局の窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。また、診療情報がマイナンバーと紐づけられることはありません。

# こんなに便利に! 6つのメリット

## 1 ずっと健康保険証として利用できる

マイナンバーカードを保険証として使えば、転職や引越しをした場合でも新しい保険証の交付を待たずに、そのまま受診することができます。

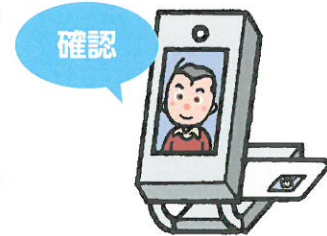
※保険者への届出は、これまで同様忘れずに行ってください。



## 2 資格の確認がスムーズになる

医療機関等に設置されたカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、医療保険の資格確認ができます。医療機関等の受付での事務処理の効率化が期待できます。

※カードリーダーを設置していない医療機関等ではこれまでどおり保険証が必要です。



## 3 保険証と一緒に提出していた書類が不要になる

オンラインで医療保険の資格が確認できるので、高齢受給者証や限度額認定証などの書類を提出しなくてもよくなります。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。



## 4 健康管理や医療の質が向上する

マイナポータルで、自分の特定健診の情報や、薬剤情報を確認することができます(令和3(2021)年秋頃予定)。患者の同意のもと、医師や歯科医師、薬剤師などが薬剤情報や健康情報を確認できるので、よりきめ細かい診療や服薬管理が可能となります。



## 5 医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求誤りや未収金の減少など、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



## 6 医療費控除も便利になります

マイナポータルで、医療費情報が確認できるようになります(令和3(2021)年秋頃予定)。その情報を利用して、医療機関等の領収書がなくても医療費控除の手続きが行えます。

## マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

▶受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

無料

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については24時間365日受付



一部のIP電話等で左記ダイヤルにつながらない場合

▶通知カード、マイナンバーカード

☎050-3818-1250 有料

▶その他のお問合せ

☎050-3816-9405 有料



マイナンバーカードの申請方法はこちら



マイナポータルはこちら

●このパンフレットは2020年11月現在の情報をもとに作成しております。期日などは今後変更される場合があります。